

国民生活センターの在り方等に関する検討会  
中間報告の意見募集要領

1. 意見募集の趣旨・目的

内閣府国民生活局では、4月から「国民生活センターの在り方等に関する検討会」を開催し、①社会環境の変化等を踏まえた国民生活センターの在り方及び②国民生活センターを中核とした裁判外紛争解決手続等の関連する制度（法制の整備を含む）を総合的に、総合的に検討を行っており、今般、これまでの議論の概要に関する中間報告を取りまとめたところです。

今後、国民生活センターの在り方等に関する検討会では、さらに議論を深め、本年9月を目処に最終報告を取りまとめる予定です。つきましては、今後の議論の参考とするため、中間報告で整理された考え方に対するご意見や個別の検討項目に関する提案などについて、広く国民の皆様から募集させていただきます。

2. 募集期間

平成19年8月1日（水） ～ 平成19年8月22日（水）

3. 資料内容及び資料入手方法

【資料内容】

「国民生活センターの在り方等に関する検討会」中間報告

【入手方法】

- (1) 内閣府国民生活局ホームページ上
- (2) 内閣府国民生活局消費者調整課にて配布

4. 提出方法

電子メール、FAX又は郵送いずれかの方法で下記事項を記入の上、提出してください。

【記入事項】

- (1) 氏名及び所属法人、団体名（提出者が法人・団体の場合には、名称）
- (2) 住所
- (3) メールアドレス、電話番号、FAX番号
  - ※ 提出者が法人・団体の場合には、担当者の所属部署・氏名をあわせて明記してください。
- (4) ご意見
  - ※ 提出される意見の様式は自由です。中間報告で整理された項目に直接関連する場合には、できる限り中間報告のどの部分に対するご意見・ご提案なのかを明示してください。

## 【宛先】

内閣府国民生活局消費者調整課 宛

- 電子メールの場合、下記アドレスより送信可能です。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/ncac/ncac-index.html>

- F A Xの場合 : 03-3581-9935
- 郵送の場合 : 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

なお、電子メール、F A Xでお送りいただく場合は、標題を「国民生活センターの在り方等に関する検討会中間報告について」としていただきますよう、また、郵送の場合には、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

## 5 留意事項

- (1) 意見が1000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。

※電子メールで提出される場合には、文字数制限（全角1000字以内）、使用文字制限（半角カナ、丸付き文字、特殊文字は不可）があることを、あらかじめご了承ください。）

- (2) 提出されました意見は、個人を特定する情報を除いた上で、国民生活センターの在り方等に関する検討会における検討の参考とさせていただきます。
- (3) 意見に対する個別対応の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。